

## 参考資料1

平成26年3月

### 第四次環境基本計画及び第三次循環型社会形成推進基本計画 の評価・点検の進め方（平成26年度）

平成26年度は、循環型社会部会において、第四次環境基本計画及び第三次循環型社会形成推進基本計画のいずれについても評価・点検を行う必要がある。

このため、平成26年度は次のとおり両計画の評価・点検を行う。

#### 上半期（3回）

3月31日 **循環部会①**

6月13日 **循環部会②**

7月 8日 **循環部会③**

} 第四次環境基本計画の評価・点検  
(具体的な進め方は、総合政策部会にて別添1のとおり決定済。)

#### 下半期（3～4回程度）

9～10月 **循環部会④**

10～11月 **循環部会⑤**

12月～1月 **循環部会⑥**

1月～2月 **循環部会⑦**

} 第三次循環型社会形成推進基本計画  
の評価・点検  
(今後、同計画に係る評価・点検は、  
毎年度、別添2のとおり行う。)

#### 平成26年度における、両基本計画の評価・点検スケジュール

別添1及び別添2の方針に基づき、平成26年度は別添3のスケジュールのとおり両基本計画の評価・点検を行う。

(別添 1)

出典：「第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について」

## II 第四次環境基本計画の点検の具体的な進め方について

### (1) 毎年の点検の流れ

第四次環境基本計画の点検は、下記の手順で行なう。

(初年の平成 24 年度は点検準備、最終年の平成 29 年度は計画の見直しを実施する。)

#### ① 点検方法等の審議

前年 秋～冬頃※

点検方法、重点点検分野、重点検討項目等の審議

#### ② 関係府省の自主的な点検等

翌年 1月～3月頃

地方公共団体アンケート調査等

4月～

関係府省の自主的点検

#### ③ 中央環境審議会総合政策部会による点検

7月頃までに

総合政策部会及び各重点分野の

関連部会による点検

(地方ブロック別ヒアリング  
を含む。)

9月頃～12月頃

パブリック・コメント

点検報告書とりまとめ

点検報告書閣議報告

→ 翌年度予算概算要求

→ 翌年度政府予算案

→ 翌年度白書の執筆

→ 環境保全経費の見積方針の調整

→ 翌々年度予算の概算要求

※平成 25 年度の点検方法の審議については、平成 25 年 4 月に決定。

### (2) 重点点検分野並びに「復旧・復興」及び「汚染回復等」

効果的に点検を実施するため、9つの重点分野及び「復旧・復興」、「汚染回復等」の分野から重点的に点検を行う分野を重点点検分野として選定し、特に焦点を当てて審議を行う重点検討項目を設定している。

重点分野名等	H2 5	H2 6	H2 7	H2 8
①経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進				
②国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進	○	○	○	○
③持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進				
④地球温暖化に関する取組		○		○
⑤生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組		○		○
⑥物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組		○		○
⑦水環境保全に関する取組	○		○	
⑧大気環境保全に関する取組	○		○	
⑨包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組		○		○
「復旧・復興」(H25)、「汚染回復等」	○	○	○	○

## 第三次循環型社会形成推進基本計画の評価・点検の進め方

### 1. 評価・点検の実施

第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月閣議決定。以下「第三次循環型社会計画」という。)の評価及び点検は、同計画の規定に基づいて実施することとされている。

#### <第三次循環型社会計画> (抄)

##### 第6章第2節 中央環境審議会での進捗状況の評価・点検

中央環境審議会は、毎年度、本計画の着実な実行を確保するため、本計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行う。

このため、中央環境審議会循環型社会部会において、以下の事項を考慮しつつ、毎年度、評価及び点検を行うこととする。

- ① 環境基本計画における循環型社会計画関係部分の点検の実施  
(平成26年度及び平成28年度のみ)
- ② 物質フロー指標及び取組指標の定量的な把握・評価
- ③ 第三次循環型社会計画における各主体(国、地方公共団体、国民、NPO/NGO等、大学等の学術・研究機関及び事業者)からのヒアリング

### 2. 評価・点検の政策への活用

循環型社会計画は既に第三次のものであり、計画の策定だけでなくその着実な実施が求められるため、これまで以上に政策評価における「企画立案(Plan)」、「実施(Do)」、「評価(Check)」及び「企画立案への反映(Action)」を意識した評価及び点検を行うこととする。

具体的には、評価及び点検結果を次年度の施策内容に反映させるため、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第14条において毎年国会に報告することとされている、循環型社会の形成に関する講じた施策及び講じようとする施策(旧循環型社会白書のこと。現在は環境白書及び生物多様性白書と合冊。)の検討と循環型社会計画の評価及び点検を計画的に実施し、関連付けを強化することとする。

### 3. 指標の評価及び点検

第三次循環型社会計画中の物質フロー指標及び取組指標については、指標の算定方法等について検討が必要な項目があることから、別途検討会を開催し、その結果を踏まえて部会での検討を行うこととする。

(別添 3)

## 平成25・26年度の循環型社会形成推進基本計画に係る 循環型社会部会スケジュール

平成26年

### 3月31日 **循環部会①**

- ・ 第三次循環型社会形成推進基本計画の評価・点検の進め方
- ・ 平成26年度の環境基本計画（「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」部分）の点検
  - …環境基本計画の点検の進め方について説明。重点点検分野として行う重点検討項目案を決定。

### 6月13日 **循環部会②**

- ・ 環境基本計画の点検のための関係府省ヒアリング
  - …あらかじめ、環境基本計画の点検として行う重点検討分野の進捗状況について各府省に調査票を送付。その結果に基づいて進捗状況を点検。

### 7月8日 **循環部会③**

- ・ 環境基本計画に係る点検報告案の検討
  - …点検報告はその後総合政策部会においても検討。

### 9～10月 **循環部会④**

- ・ 第三次循環型社会計画の点検のための、産業界、NPO/NGO、地方自治体へのヒアリング

### 10～11月 **循環部会⑤**

- ・ 第三次循環型社会計画の点検のための、関係府省ヒアリング
  - …あらかじめ、循環型社会計画の進捗状況について各府省に調査票を送付。その結果に基づいて進捗状況を点検。必要に応じてヒアリングを実施。なお、各府省には、調査票の内容が環境白書に活用されることをあらかじめ周知。
- ・ 循環型社会計画の進捗状況全般について意見交換

### 12月～平成27年1月 **循環部会⑥**

- ・ 物質フロー指標及び取組指標の進捗状況の点検
- ・ 第三次循環型社会計画の第1回点検報告書（案）の検討
  - …点検結果及び課題・今後の方向性については環境白書にも活用。

### 平成27年1月～2月 **循環部会⑦**

- ・ 第三次循環型社会計画の第1回点検報告書の決定